

環境

家庭ごみのふれあい収集

ごみ出しを自力で行うことが困難な高齢者・障害者世帯を対象に、週1回職員が玄関先まで戸別収集に伺います。希望に応じて声かけを行い安否確認も行います。

また、粗大ごみを自宅の部屋から出すことが困難な場合は職員が支援します。
対象 世帯全員が次のいずれかに該当する世帯
①要介護3以上（介護保険法）である
②身体障害者手帳1級・2級を所持
③療育手帳Aを所持



家庭用電動式生ごみ処理機購入助成

家庭で発生した生ごみの減量化・再資源化のために電動式生ごみ処理機を購入された世帯に対し補助金を交付しています。
生ごみ処理機を使用することで、生ごみを家庭菜園の野菜や花への堆肥として利用できます。
また、生ごみを乾燥させることで、ごみの減量につながります。

補助限度額 2万円が限度で、処理機本体の購入価格（消費税額を除く）の2分の1に相当する額（1000円未満の端数を切り捨て）
申請 購入後に窓口で
申請・問合せ先 廃棄物対策課 ☎072・433・7009

ゴールデンウィークもごみの収集は通常どおりです

大型連休中も、ごみの収集は通常どおり行います。ごみは必ず朝8時45分までに出してください。



岸和田市貝塚市クリーンセンターへの直接持込みも通常通り受付します。月～金曜午後1時～5時（4時30分までに入場）をお願いします。

なお、搬入の際は「一般廃棄物搬入申請書」が必要です。
問合せ先 廃棄物対策課 ☎072-433-7009

さくらねこ 無料不妊手術チケットをボランティア団体へ配布



市では、野良猫の数を徐々に減らし、住民への生活環境での被害軽減や改善を図るために、（公財）どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」に参加しています。
ここから受け取った無料不妊手術チケットを、市内の地域猫活動（TNR活動）団体へ配布し活用していただいています。

新たにチケットの活用を希望するボランティア団体の方は、お問合せください。
問合せ先 環境衛生課 ☎072・433・7186
ID 25174

アライグマを捕獲した方へ交付金

近年、アライグマによる農作物被害が増えています。アライグマは非常に繁殖力の強い動物ですが、捕獲することで個体数を減少させることができます。

農業被害防止を目的に、市内でアライグマを捕獲した方に交付金を交付します。



ホームページ

をお渡しします。
捕獲交付金 1頭につき最大2500円（国1000円以内、市1500円）
交付・問合せ先 貝塚市鳥獣被害防止対策協議会事務局（農林課内） ☎072・433・7380

貝塚市若年世帯等定住促進住宅取得補助金

令和7年度から次のとおり変わります。
対象 ●新規 中古住宅、世帯員として18歳未満の子を養育している子育て世帯
●継続 市内事業者との契約、婚姻後1年未満の新婚世帯、3人以上の18歳未満の子を世帯員としている多子世帯、世帯員全員が30歳未満の世帯
●廃止 ZE
H住宅（令和7年4月以降の契約分から適用）
問合せ先 まちづくり課 ☎072・433・721



詳しくはこちら

貝塚市開発行為等の手続等に関する条例を制定

これまで、貝塚市開発指導要綱に基づき開発者と協議を行っていましたが、4月から貝塚市開発行為等の手続等に関する条例に基づき手続きを開始しています。



ホームページ

消防

問合せ先 消防本部 ☎072・422・0119

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう

火災が発生した時は、目で煙や炎を見たり、鼻や耳でにおいや音を感じたり：と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などは、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで火災の発生を音や音声で知らせてくれるのが「住宅用火災警報器」です。住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられています。また、設置されていない場合は、一日も早く設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は、10年を超えると電池切れや内部の部品が劣化して火災を感じなくなる可能性があります。10年を目安に交換しましょう。

聴覚に障害がある方には、光で知らせる住宅用火災警報器がありますので、ご利用ください。



ホームページ

事例1 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、ふとんを焦がし、寝室の住宅用火災警報器が鳴り響いた。

た。気づいた居住者が、急いで水をかけ大事に至らなかった。
事例2 居住者が調理中に就寝してしまい、鍋から発煙し、台所と寝室の住宅用火災警報器が鳴り響いた。隣人が警報音と臭いを確認し、119番通報できた。



住宅防火のちを守る10のポイント

4つの習慣
①寝たばこは絶対にしない、させない。
②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
③コンロを使うときは火のそばを離れない。
④コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

6つの対策
①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、家具・衣類・カーテンは、防炎品を使用する。
④火を小さいうちに消すために消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
⑤高齢者や身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

不適切な訪問販売や点検にご注意！

住宅を守る上で、住宅用火災警報器や住宅用火災警報器の設置は重要です。しかし、巧妙な手口で住宅用の消火器・火災警報器の販売や点検を行い、高額な料金を請求するなどのトラブルが発生していますので十分注意してください。

手口事例
・消防職員のような服装で消防職員を巧みに装う。
・言葉巧みに高額な販売をする。
・内容を説明せず、合法的に見える書面に署名・捺印を求めている。
トラブル防止のポイント
・身分証明書などの提示を求める。
・断る場合には、はっきりと点検を拒否する。
・契約書へサインをしない（印鑑を押さない）。
※消防職員が、消火器や住宅用火災警報器などの訪問販売をすることはありません。

救急安心センターおおさか

突然の病気やケガ、救急車を呼ぼうか迷ったら、まず「救急安心センターおおさか」へ。相談員・看護師が医師の支援体制のもと24時間365日対応しています。

#7119または
☎06-6582-7119
緊急時は迷わず119番へ

